

入札の公告

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部栽培水産試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年2月13日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 小高 咲

1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称
令和6年度 栽培水産試験場 機械設備の運転監視保守点検等施設管理業務
- (2) 契約の目的の仕様等
別紙の契約書（案）及び業務処理要領（案）による。
- (3) 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 履行場所
室蘭市舟見町1丁目156番3号
地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部栽培水産試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年北海道告示第713号に規定するボイラー等運転操作及び庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 北海道及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) ボイラー等運転及び庁舎等警備業務を営み、資格審査の申請をする日の属する年度の直前2営業年度（当該営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において、道内において1に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。（1に定める契約を業務（「ボイラー等運転業務」と「警備業務」の各々をいう。以下同じ。）ごとに別々に契約を締結し履行した場合を含む。）
- (5) 胆振総合振興局管内に本店、支店又は営業所等を有していること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 入札公告日の翌日から令和6年3月1日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申請の方法 持参又は郵送とする。（郵送の場合は、アの申請の時期の最終日午後5時必着とする。）
 - ウ 申請書類の提出先 051-0013 室蘭市舟見町1丁目156番3号
道総研栽培水産試験場 総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

3の（1）のウに同じ。

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 室蘭市舟見町1丁目156番3号
栽培水産試験場 管理研究棟1階 研修室
- (2) 入札日時 令和6年3月12日（火） 午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約の締結をしないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 室蘭市舟見町1丁目156番3号
道総研栽培水産試験場 総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、栽培水産試験場ホームページからダウンロードすることができる。
(<http://www.hro.or.jp/list/fisheries/research/saibai/index.html>)

9 郵便等による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

道総研契約事務取扱規則第19条第1項に規定する場合を除き、同規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要する。

13 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 道総研栽培水産試験場 総務課

イ 住所 051-0013 室蘭市舟見町1丁目156番3号

ウ 電話番号 0143-22-2320

(4) 前金払はしない。

(5) 概算払はしない。

(6) 部分払はしない。

(7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 詳細は、入札説明書による。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和6年2月13日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部栽培水産試験場告示第1号により公告した一般競争入札(以下「入札」という。)に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 小高 咲

2 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称
令和6年度 栽培水産試験場 機械設備の運転監視保守点検等施設管理業務
- (2) 契約の目的の仕様等
別紙の契約書(案)及び業務処理要領(案)による。
- (3) 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 履行場所
室蘭市舟見町1丁目156番3号
地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部栽培水産試験場

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年北海道告示第713号に規定するボイラー等運転操作及び庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 北海道及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) ボイラー等運転及び庁舎等警備業務を営み、資格審査の申請をする日の属する年度の直前2営業年度(当該営業年度が24月に満たない場合は24月分)の決算において、道内において1に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
(1に定める契約を業務(「ボイラー等運転業務」と「警備業務」の各々をいう。以下同じ。)ごとに別々に契約を締結し履行した場合を含む。)
- (5) 胆振総合振興局管内に本店、支店又は営業所等を有していること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期 入札公告日の翌日から令和6年3月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申請の方法 持参又は郵送とする。(郵送の場合は、アの申請の時期の最終日午後5時必着とする。)
ウ 申請書類の提出先 051-0013 室蘭市舟見町1丁目156番3号
道総研栽培水産試験場 総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

室蘭市舟見町1丁目156番3号
道総研栽培水産試験場 総務課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 室蘭市舟見町1丁目156番3号
栽培水産試験場 管理研究棟1階 研修室
- (2) 入札日時 令和6年3月12日(火) 午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約の締結をしないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

道総研契約事務取扱規則第19条第1項に規定する場合を除き、同規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 道総研栽培水産試験場 総務課
イ 住所 051-0013 室蘭市舟見町1丁目156番3号
ウ 電話番号 0143-22-2320

(5) 前金払

前金払はしない。

(6) 概算払

概算払はしない。

(7) 部分払

部分払はしない。

(8) 入札

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取り止め又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。なお、承諾依頼に当たっては道総研が指定する様式により依頼すること。

(12) その他

この入札説明書のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

競争入札心得

(総則)

第1条 地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほか、この心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は道総研理事長(以下「理事長」という。)の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして理事長が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの

(9) 無権代理人がした入札

(10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。)

(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、理事長の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、理事長の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に理事長に提出しなければなりません。

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第14条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

(入札保証金等の帰属)

第15条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道総研に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を道総研に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第16条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道総研を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日)までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限)までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第17条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第18条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することができます。

(入札の取りやめ等)

第19条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、理事長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第20条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により理事長に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第21条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができます。

委託契約書(案)

1 委託業務の名称

令和6年度 栽培水産試験場 機械設備の運転監視保守点検等施設管理業務

2 庁舎等の名称及び所在地

栽培水産試験場
室蘭市舟見町1丁目156番3号

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

委託者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度の予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。

この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

4 業務委託料 金 円 [月額 金 円]

(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金 金 円 (免除)

注：() 書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者

札幌市北区北19条西11丁目

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構

理事長 小 高 咲

(担当部局：水産研究本部栽培水産試験場)

受託者

住所

氏名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(業務担当員)

第4条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、委託者に通知するものとする。

2 受託者は、委託業務に従事する従業員を定め、遅滞なく、その氏名、年齢及び住所を委託者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員に移動があった場合に準用する。

4 受託者は、委託業務に従事する従業員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第6条 委託者は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務点検等)

第7条 業務点検等は、要領に基づく運転、日常点検・保守、監視等をおこなうものとする。

(委託者の請求による点検)

第8条 受託者は、前項の業務点検等以外の場合であっても、委託者が機器に異状を認めてその点検及び調整を受託者に請求したときは、遅滞なく、措置等をとらなければならない。

(機器等の修繕)

第9条 受託者は、前条による点検によって、機器の故障・不具合等を発見し、修繕の必要が認められる場合にも、日常保守と同じく応急処置の後、委託者の承諾を受け、別途工事やメーカー修繕以外の比較的軽微なものについては、当該機器の修繕等を行うものとする。

2 前項の修繕に要する部品・材料等費用は、委託者の負担とする。

(提出・報告義務)

第10条 受託者は、毎日9時までに前日の業務等に係る設備保守・警備業務日誌を設備の日常点

検表とともに提出しなければならない。

また、機械設備の保守点検、業者等の立会を実施したとき及び点検・警備等の連絡事項があった場合は、結果などを日誌に記載し、委託者に提出・報告しなくてはならない。

2 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事実の生じたときは、直ちに、委託者又は業務担当員と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により、委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

3 受託者は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(施設の使用等)

第11条 委託者は、受託者が委託業務を処理するために要する室を指定し、及び当該室に備える備品を受託者に無償で供与するものとする。

2 受託者は、指定された室及び供与を受けた備品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された室を原状に回復し、明け渡さなければならない。

4 受託者は、供与を受けた備品が不用となったときは、速やかに、委託者に返還しなければならない。

5 委託業務の事務処理に係る消耗品等は受託者の負担とする。ただし、直接保守点検及び機器の調整に必要な器具・消耗品は委託者の負担とし、委託者は受託者に対し、その必要な現品を供給するものとする。

(調査等)

第12条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(業務委託料の支払)

第13条 委託者は、受託者からの請求に基づき、毎月25日(25日が金融機関等の営業日でない場合には、その直後の営業日)までに前月分の業務委託料を支払うものとする。

2 受託者は、委託者の責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を委託者に請求することができる。

3 業務委託料の支払場所は、委託者の理事長の勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第14条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

第15条 委託者は、次条から第18条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、委託者は、当該月における業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 正当な理由なしに警備員の変更請求に応じないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第18条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第22条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分取消しの訴えが提起されたときであって当該処分取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分取消しの訴えが提起されたときであって当該処分取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分取消しの訴えが提起された場合であって当該処分取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号）第30条第1項の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第19条 第16条各号又は第17条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第16条又は第17条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）

第20条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の催告による解除権）

第21条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第22条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第23条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合（第15条第1項の規定により解除された場合を除く。）において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第24条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。
- 4 第1項の場合（第17条第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。

第25条 受託者は、この契約に関して、第15条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第26条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第27条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（相殺）

第28条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第29条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

委託業務処理要領(案)

(趣旨・目的)

栽培水産試験場は、北海道の栽培漁業の技術開発拠点として、複数の飼育棟で多数の水槽を使用した試験研究を行っており、施設管理上、このもとなる飼育海水の温度管理や安定供給が重要な課題となっている。

この飼育海水等の製造・供給は、取水ろ過棟に設置された「取水・送水・ろ過等を行うシステム」(主にろ過設備、海水ポンプ、制御盤等で構成)と「海水調温システム」(主にボイラーや吸着式冷凍機、ブラインチラー、熱交換機、温冷水タンク、調温ポンプ等で構成)のシステムが連係し、さらに発電設備(ガスエンジン 300kw×2機)を利用した非常用自家発電システム、受変電設備と合わせて一体的に機能し、一年中研究に必要な海水(1次ろ過、2次ろ過、2次ろ過8℃調温及び2次ろ過18℃調温)及びフロアにより空気を各飼育棟に供給している。

当該業務は、これらの各システムやその他の設備(管理棟暖房ボイラーや空調機器等)の運転監視、日常点検を主たる業務としながら、併せて夜間の構内の安全衛生管理のための警備業務及び飼育棟における飼育水槽水温管理等を適切に行うために委託するものであり、業務の実施に当たっては契約書に定めるところによるほか、本要領において必要な条件を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度 栽培水産試験場 機械設備の運転監視保守点検等施設管理業務

(2) 業務場所

室蘭市舟見町1丁目156番3号 栽培水産試験場

(3) 業務時間及び配置人員

運転・監視等業務

対象施設	区分	業務時間帯	人員	備考
庁舎等 〔管理研究棟、 取水ろ過棟、 各飼育棟、 調査保管庫等〕	日 中	8時45分～17時45分	1名	日 勤
		8時00分～17時00分	1名	
	夜 間	17時30分～翌8時30分	1名	夜 勤
		17時30分～翌8時30分	1名	

※ 事前に委託者の承認を受けた場合は、勤務時間・体制等の変更も可

なお、夜間等緊急時や、天災その他の非常事態による設備等に異常が発生し、又は発生のおそれがある場合は、委託者の指示により勤務するものとする。

(昼間は各自1時間の休憩昼食時間を含む。)

(夜間は22時～6時までの間、4時間ずつ交互に休憩・睡眠時間とする。)

※ 夜間は警備兼務技術者を必ず1名以上配置すること。なお事前に委託者の承認を受けた場合は、勤務時間・体制等の変更も可能とする。

2 受託者

(1) 業務の実施に当たり、受託者は次の関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図ること。

①労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)

- ②建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）
- ③高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ④その他本業務実施に関係する法令等

（2）業務に係る書類の作成等

- ①適正な技術員の配置及び、必要な講習などの実施
- ②業務従事者の職務経歴（履歴）書の提出（写真付、必要資格・免許等の写しを添付。）
- ③業務処理責任者、業務従事者等に関する事項で、特に委託者が必要と認め請求した各確認のための書類等の提出。
- ④緊急時の対応方法

3 業務処理責任者

業務処理責任者は、業務主任技術者等及び業務担当技術者（警備業務含む）を指揮し、現場における委託業務の一切の責任を有する者であること。なお、委託業務を円滑に進めるため、委託者も交えた打ち合わせを定期的に行うものとする。

4 業務主任技術者等

業務主任技術者等（2名指定する場合は、うち1名を主任者とし、他を副主任者とする。）は、業務担当技術者の中から選任するものとし、設備等の保守管理業務に精通した経験者で、施設の運転・監視及び日常的な点検保守業務において、高度な技術力及び判断力、並びに作業指導において、総合的な指導力を有していること。

5 業務担当技術者

配置する業務担当技術者は、ボイラー技士2級以上及び危険物（乙4種）の資格の双方を有する者とする。また、業務担当技術者は電気工事士1種の資格を有する者を2名以上、又は、2種以上の資格を有する者を4名以上含むものとし、設備の図面やリレー配線、シーケンス制御などに関する知識や技能を習得している者で、設備点検業務について、業務主任技術者等の指示に従って作業を行う能力を有し、保守管理現場での経験年数が、概ね1～5年未満程度。

6 警備員（技術者兼務）

警備員は、警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験を有している者であること。

7 業務主任技術者等の変更

業務主任技術者等、業務担当技術者の変更は基本的に認めないが、やむを得ない理由が生じた場合は、委託者の承認を得て変更することができる。

8 業務処理内容

業務処理内容は次のとおりとする。

このうち日常点検については、別紙、日常点検表に基づき記録し、業務日誌とともに概ね毎日9時（土曜、日曜、祝祭日及び年末年始は、その翌日）までに委託者に報告すること。

警備については、施設の保守、特に試験研究に必要な海水の確保等を最優先としつつ、衛生・安全確保のため概ね次の事項について警備業務として行い、業務日誌にて同様に報告する。

なお、衛生管理の観点から、各飼育棟への出入りは巡回時、点検・補修時以外は必要最小限とし、場内限定の長靴着用で、消毒液による消毒後に立ち入ることを基本とする。

【設備保守】

- (1) 海水製造等関係施設、その他設備（暖房用ボイラー等）の運転
- (2) 海水製造等関係施設、その他設備の日常点検（巡回点検）
- (3) 海水製造等関係施設、その他設備の日常保守（動作確認、オイルやベルト類の交換など）
- (4) 各施設故障、異常時の応急処置、委託者、受託者、関係業者、関係機関へ対する連絡・通報
- (5) 外部業者等による設備の補修・点検等時の立会及び委託者への内容報告
- (6) 管理研究棟中央監視室（又は取水ろ過棟）の中央監視装置による監視、警報等処理（24H）
- (7) 管理研究棟中央監視室（又は取水ろ過棟）受変電・発電設備等の電力監視装置による監視
- (8) 電気設備保守管理（外部委託している電気主任技術者及びメーカー等による機器点検以外）
- (9) 休日・時間外における受付業務や緊急時の通報など（警備者との重複・引継事項も含む）
- (10) その他委託者と受託者が同意した業務

※ 上記業務を行うための図面・取扱説明書等は中央監視室に備えてあるので、日頃から目を通し熟知の上、巡回時又はそれ以外の時間も極力現場にて整合を取り、緊急時に対応できるように努めること。

【警備】

- (1) 始業時及び終業時に係る鍵の受け渡し、保管・管理に関すること。
- (2) 時間外等における庁舎等出入者の確認に関すること。
- (3) 時間外等における文書、物品、電話の受付、連絡などに関すること。
 - ①到着した文書は封皮のまま、直近の開庁日朝、委託者に渡すこと。
 - ②急を要する文書や電話などを受けたときは、速やかに関係職員に連絡し、その指示を受けるものとする。
- (4) 時間外等における不法侵入者、挙動不審者の取締・関係機関等への通報に関すること。
 - ①庁舎・構内の巡回又は構内監視カメラ、中央監視装置（海水設備、ガス・水道等）による監視に関すること（施設保守との重複含む）。
- (5) 管理研究棟各玄関・門等の開閉（施錠）に関すること（車庫は施錠確認）。
- (6) 管理研究棟以外の棟の施錠状況や外観異常等の確認に関すること。
- (7) 非常災害時における初期消火、連絡等に関すること。
- (8) その他委託者と受託者が同意した業務。

【飼育管理等】

- (1) 飼育水槽の水温管理等（給排水・通気の確認、水温計測等）
- (2) その他、委託者と受託者が同意した業務

9 日常点検・警備等の点検及び方法等

- (1) 設備保守に係る巡回は、概ね次のとおりとする。
 - ①ろ過棟ろ過室（海水取水・送水設備関係）：原則、日勤2回、夜勤2回
 - ②ろ過棟機械室1，2日常点検（調温設備関係）：原則、日勤1回、夜勤1回（目視）
 - ③ろ過棟機械室1（調温センサー、プロアー）：原則、日勤1回、夜勤1回
 - ④管理研究棟日常点検（機械室ボイラー、ポンプ等）：原則、一日1回
（但しボイラー休止期間中など季節によっては回数方法等変更可）
 - ⑤飼育棟日常点検（貝類・量産・親魚・隔離）：原則、一日1回
 - ⑥自家発電機室発電設備点検：原則、一日1回

(2) 警備に係る巡回及び内容は、概ね次のとおりとする。

なお、巡回時以外について、中央監視室の構内監視カメラなどにより異常が見られた場合は、臨機応変に巡回又は通報、連絡などの対応を行うこと。

① 18時～

・管理研究棟施錠（中央監視室前以外。正面自動ドアは原則委託者が開閉）。

② 21時～（取水ろ過棟設備保守時）

・管理研究棟（車庫含む）、量産棟、親魚棟、隔離棟、貝類甲殻類棟、調査機器保管庫などの施錠・消灯などの確認。

・正面ゲートを閉め、調査機器保管庫側駐車場のチェーンがけ。

③ 翌6時～（取水ろ過棟設備保守時）

・管理研究棟の開錠

・正面ゲートを開け、調査機器保管庫側駐車場のチェーンを外す。

(3) 飼育管理等に係る巡回及び内容は、概ね次のとおりとする。

① 所定の飼育水槽の給水や通気状態の確認、水温計測及び測定台帳記入（概ね9時～）

10 緊急時等の措置

各技術者等は、庁舎又は付近に火災その他の非常災害等が発生したときは、臨機の措置を講ずるとともに、次により連絡しなければならない。

(1) 火災及び人身災害の場合は、消防署に通報するとともに別に定めた連絡系統図により、関係職員等に連絡し、その指示を受けること。

(2) 事故現場における措置等は、次のとおりとする。

① 現場における火災、犯人の発見、負傷者の救護等

② 事故現場の保存、避難誘導、群衆の整理等

③ その他、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 盗難、暴力、破壊等の場合は、警察署に通報するとともに、関係職員に連絡し、その指示を受けるものとする。

(4) 事前に予測される災害又は特殊な事態の発生のおそれのある場合は、委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。

11 業務を処理するために要する室等

(1) 各技術者等の常駐場所は、管理研究棟1階の中央監視室とする。

(2) 業務に必要な室内の備品は、次のとおりとする。

① トランシーバー（基地局） アルインコDP50M 1台

② トランシーバー（移動局） アルインコDP50H 3台

③ 扇風機 ヤマゼンFY-T301 1台

④ 電気ポット タイガーPDR-G 1個

(3) 業務に要する光熱水費は、委託者が負担する。ただし受託者は節約に努めなければならない。

12 勤務日程表

受託者は毎月の勤務日程表を作成し、当月分を前月末までに委託者に提出しなければならない。

13 良好な環境の維持等

受託者は、業務に係る施設等を常に整理整頓し、良好な環境を維持するものとする。

14 その他

契約書及び本業務処理要領等に定めのない事項について業務上疑義が生じた場合には、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

設備保守・警備業務日誌

令和 年 月 日 曜日

栽培水産試験場

検 印			
課 長	主査(総務)	主査(管理)	主 事
			扱

主任者等		日 勤 者		夜 勤 者	

天候	最高気温	℃	最低気温	℃		
1. 監視						
2. 電気設備						
3. 空調・暖房設備						
4. 給排水衛生設備						
5. 警備業務					特記事項	
巡回箇所	巡 回 時 刻				月 日 7:00 着水槽水温 ℃	
	21:00	巡回者	6:00	巡回者		
管理研究棟						
量産棟						
親魚棟						
隔離飼育棟						
貝類甲殻類棟						
取水ろ過棟						
備 考						

時間帯別電気使用量 × 120Kwh				* 天候、温度は午前7時の値を記入 * ガス、調温海水使用量はセービック値を記入 * 水道は午前7:00に検針 * 電気は午前8:00で締め	
1 昼間時間帯(8:00~22:00)		2 夜間時間帯(22:00~翌8:00)			
22:00		翌 8:00			
(前読み)		(前読み)			
使用量	× 120=	使用量	× 120=		
最大需要電力		最大需要電力		合 計	Kwh
× 120=		× 120=			

水道使用量(m ³)		ガス使用量(m ³)		海水使用量(m ³)				
本 日		管理研究棟		貝類甲殻類棟	量産棟	親魚棟	隔離飼育棟	合 計
前 日		取水ろ過棟		8℃調温海水				
使用量		自家発電室		18℃調温海水				
		飼育棟		1次ろ過水				
		合計		2次ろ過水			-	

栽培水産試験場庁舎設備 日常点検表（取水ろ過棟）

令和 年 月 日 曜日

1回目 2回目 3回目 4回目

1回目 2回目 3回目 4回目

場所/名称	点検内容	点検時間	:	:	:	:
2次ろ過機室動力盤	電源表示盤		適・否	適・否	適・否	適・否
2次ろ過機室監視盤	機械運転表示		適・否	適・否	適・否	適・否
取水ろ過棟 1階 タッチパネル	未濾過 PU-1(m ³ /h)					
	1次濾過PU-2(m ³ /h)					
	2次濾過PU-3(m ³ /h)					
	8℃ PU-4(m ³ /h)					
	18℃ PU-5(m ³ /h)					
	1次濾過流入流量(m ³ /h)					
取水ろ過棟2階	濾過状況の異常		有・無	有・無	有・無	有・無
1次ろ過機 WF-1	水位、汚れ		有・無	有・無	有・無	有・無
	逆洗状況の異常		有・無	有・無	有・無	有・無
	配管、弁の漏れ		有・無	有・無	有・無	有・無
取水ろ過棟1階	流入圧力(MPa)					
2次ろ過機 WF-2 (No.1)	外観、漏れ		有・無	有・無	有・無	有・無
	配管、弁の漏れ		有・無	有・無	有・無	有・無
	濾材覗き窓		適・否	適・否	適・否	適・否
	流出圧力(MPa)					
取水ろ過棟1階	流入圧力(MPa)					
2次ろ過機 WF-2 (No.2)	外観、漏れ		有・無	有・無	有・無	有・無
	配管、弁の漏れ		有・無	有・無	有・無	有・無
	濾材覗き窓		適・否	適・否	適・否	適・否
	流出圧力(MPa)					
取水ろ過棟 地下 ろ過海水P PU-1	No.1	電流値 (A)				
		メニカルシール漏れ	有・無	有・無	有・無	有・無
	No.2	音・振・熱・据付	有・無	有・無	有・無	有・無
		電流値 (A)				
圧力タンク蓄圧圧力(MPa)						
取水ろ過棟 地下	No.1	メニカルシール漏れ	有・無	有・無	有・無	有・無
		音・振・熱・据付	有・無	有・無	有・無	有・無
		吐出圧力(MPa)				
1次ろ過原水P WP-1	No.2	メニカルシール漏れ	有・無	有・無	有・無	有・無
		音・振・熱・据付	有・無	有・無	有・無	有・無
		吐出圧力(MPa)				
取水ろ過棟 地下	No.3	メニカルシール漏れ	有・無	有・無	有・無	有・無
		音・振・熱・据付	有・無	有・無	有・無	有・無
		吐出圧力(MPa)				
取水ろ過棟 地下 2次ろ過逆洗P WP-4	No.1	電流値 (A)				
		メニカルシール漏れ	有・無	有・無	有・無	有・無
	No.2	音・振・熱・据付	有・無	有・無	有・無	有・無
		吐出圧力(MPa)				
WP-4流量(m ³ /h)						
取水ろ過棟 地下 1次ろ過送水P PU-2	No.1	電流値 (A)				
		メニカルシール漏れ	有・無	有・無	有・無	有・無
	No.2	音・振・熱・据付	有・無	有・無	有・無	有・無
		吐出圧力(MPa)				
圧力タンク蓄圧圧力(MPa)						
取水ろ過棟 地下 調温用2次ろ過P WP-5	No.1	メニカルシール漏れ	有・無	有・無	有・無	有・無
		音・振・熱・据付	有・無	有・無	有・無	有・無
	No.2	吐出圧力(MPa)				
		電流値 (A)				
取水ろ過棟 地下 2次ろ過送水P PU-3	No.1	メニカルシール漏れ	有・無	有・無	有・無	有・無
		音・振・熱・据付	有・無	有・無	有・無	有・無
	No.2	吐出圧力(MPa)				
		電流値 (A)				
圧力タンク蓄圧圧力(MPa)						
取水ろ過棟 地下 真空P VP-1	No.1	エアセパレータ补水確認	OK・NG	OK・NG	OK・NG	OK・NG
		音・振・熱・据付	有・無	有・無	有・無	有・無
	No.2	エアセパレータ补水確認	OK・NG	OK・NG	OK・NG	OK・NG
		音・振・熱・据付	有・無	有・無	有・無	有・無

* 音・振・熱・据付とは異音・振動・過熱・据付ボルトの状態のチェックを示す

栽培水産試験場庁舎設備 日常点検表(吸着式・ブラインチラー冷凍機)機械室2

令和 年 月 日 曜日

場所・名称		点検内容		有無/適否			
吸着式冷凍機 CH-1	冷凍機正常運転の確認 (タッチパネルで『運転中』点灯)		適・否		吸着式冷凍機用冷却塔 CRT-1	有無/適否	
	『エラー』表示の発生 (タッチパネル)		有・無		本体外面	有・無	
	真空ポンプドレン水		適・否		散水槽内	有・無	
	異常音		有・無		配管	有・無	
	冷却水(往)温度(°C)/圧力(Mpa)				音・振動・据付	有・無	
	冷却水(還)温度(°C)/圧力(Mpa)						
	冷水(往)温度(°C)/圧力(Mpa)						
	冷水(還)温度(°C)/圧力(Mpa)						
ブラインチラー WCU-1	操作盤		手元	遠方	ブライン用冷却塔 BRT-1	有無/適否	
	No.1/No.2電流値(A)				本体外面	有・無	
	タ ッ チ パ ネ ル	共通	容量制御(%)			散水槽内	有・無
			ブライン入口温度(°C)(共通)			配管	有・無
		No.1	ブライン出口温度(°C)(共通)			音・振動・据付	有・無
			容量制御(%)			ブライン用冷却塔 BRT-2	有無/適否
	No.1積算運転時間(時間)				本体外面	有・無	
	No.1圧縮機高圧圧力/低圧圧力(MPa)				散水槽内	有・無	
	No.2	吐出ガス温度(°C)			配管	有・無	
		吸込ガス温度(°C)			音・振動・据付	有・無	
		容量制御(%)			密閉回路	有無/適否	
		No.2積算運転時間(時間)			電流値(A)		
		No.2圧縮機高圧圧力/低圧圧力(MPa)				No.1冷却水ポンプ吐出圧力(Mpa)	
		吐出ガス温度(°C)				メカニカルシール漏れ	有・無
		吸込ガス温度(°C)				音・振・熱・据付	有・無
		冷却水入口温度(°C)/圧力(Mpa)				No.2冷却水ポンプ吐出圧力(Mpa)	
		冷却水出口温度(°C)/圧力(Mpa)				メカニカルシール漏れ	有・無
		ブライン入口圧力(Mpa)				音・振・熱・据付	有・無
		ブライン出口圧力(Mpa)					
		油面		適・否			
異音・振動		有・無					
漏れ		有・無					
オイルヒーター通電状態(停止時)		適・否					
ブラインチラー WCU-2	操作盤		手元	遠方	備考欄		
	No.1/No.2電流値(A)						
	タ ッ チ パ ネ ル	共通	容量制御(%)				
			ブライン入口温度(°C)(共通)				
		No.1	ブライン出口温度(°C)(共通)				
			容量制御(%)				
	No.1積算運転時間(時間)						
	No.1圧縮機高圧圧力/低圧圧力(MPa)						
	No.2	吐出ガス温度(°C)					
		吸込ガス温度(°C)					
		容量制御(%)					
		No.2積算運転時間(時間)					
		No.2圧縮機高圧圧力/低圧圧力(MPa)					
		吐出ガス温度(°C)					
		吸込ガス温度(°C)					
		冷却水入口温度(°C)/圧力(Mpa)					
		冷却水出口温度(°C)/圧力(Mpa)					
		ブライン入口圧力(Mpa)					
		ブライン出口圧力(Mpa)					
		油面		適・否			
異音・振動		有・無					
漏れ		有・無					
オイルヒーター通電状態(停止時)		適・否					

・操作盤スイッチ
チラー手元にて停止の場合は斜線抹消必要なし。
ブレーカー投入時はオイルヒーター通電確認。
・完全停止時
チラー本体圧力記入・漏れ確認。他斜線抹消必要なし。
・水張り後スタンバイ時
チラー本体圧力記入・漏れ確認・冷却水温度/圧力記入
オイルヒーター通電確認。冷却塔確認。
他斜線抹消必要なし。

栽培水産試験場庁舎設備 日常点検表(機械室2)

令和 年 月 日 曜日

場所/名称	点検内容	有無/適否	場所/名称	点検内容	有無/適否		
飼育棟 ST-1 ストレージタンク	温度(°C)		8°C海水 No.1調温ポンプ PL-1	圧力計(Mpa)			
	循環ポンプ異音	有・無		メカニカルシール漏れ	有・無		
熱交換器 HEX-H1 飼育棟	飼育棟温水入口温度(°C)/圧力(Mpa)		8°C海水 No.2調温ポンプ PL-2	音・振・熱・据付	有・無		
	飼育棟温水出口温度(°C)/圧力(Mpa)			圧力計(Mpa)			
	飼育棟加温入口温度(°C)/圧力(Mpa)		メカニカルシール漏れ	有・無			
	飼育棟加温出口温度(°C)/圧力(Mpa)		音・振・熱・据付	有・無			
取水ろ過棟 温水ボイラー No.1 BH-1	ヒーター配管水漏れ	有・無	No.1温水循環ポンプ PBH-1	圧力計(Mpa)			
	水面計水位	適・否		メカニカルシール漏れ	有・無		
	バーナー発停	適・否	音・振・熱・据付	有・無			
	送風機異常	有・無	No.2温水循環ポンプ PBH-2	圧力計(Mpa)			
	ガス漏れ	有・無		メカニカルシール漏れ	有・無		
	煙の状態	適・否		音・振・熱・据付	有・無		
取水ろ過棟 温水ボイラー No.2 BH-2	ヒーター配管水漏れ	有・無	冷却水ポンプ PWCU-1 No.1	圧力計(Mpa)			
	水面計水位	適・否		メカニカルシール漏れ	有・無		
	バーナー発停	適・否	音・振・熱・据付	有・無			
	送風機異常	有・無	冷却水ポンプ PWCU-2 No.2	圧力計(Mpa)			
	ガス漏れ	有・無		メカニカルシール漏れ	有・無		
	煙の状態	適・否		音・振・熱・据付	有・無		
No.1温水循環ポンプ PBB-1	圧力計(Mpa)		18°C海水 調温ポンプ PHH-1	圧力計(Mpa)			
	メカニカルシール漏れ	有・無		メカニカルシール漏れ	有・無		
	音・振・熱・据付	有・無		音・振・熱・据付	有・無		
No.2温水循環ポンプ PBB-2	圧力計(Mpa)		18°C海水 調温ポンプ PHH-2	圧力計(Mpa)			
	メカニカルシール漏れ	有・無		メカニカルシール漏れ	有・無		
	音・振・熱・据付	有・無		音・振・熱・据付	有・無		
温水ポンプ PCHH-1	圧力計(Mpa)		18°C温度 維持用2次ポンプ PSH-1	圧力計(Mpa)			
	メカニカルシール漏れ	有・無		メカニカルシール漏れ	有・無		
	音・振・熱・据付	有・無		音・振・熱・据付	有・無		
No.1加温1次ポンプ PBKH-1	圧力計(Mpa)		8°C温度 維持用2次ポンプ PSL-1	圧力計(Mpa)			
	メカニカルシール漏れ	有・無		メカニカルシール漏れ	有・無		
	音・振・熱・据付	有・無		音・振・熱・据付	有・無		
No.2加温1次ポンプ PBKH-2	圧力計(Mpa)		No.1熱交換器 HEX-HH-1	冷温水入口温度(°C)/圧力(Mpa)			
	メカニカルシール漏れ	有・無		冷温水出口温度(°C)/圧力(Mpa)			
	音・振・熱・据付	有・無		2次ろ過水入口温度(°C)/圧力(Mpa)			
		2次ろ過水出口温度(°C)/圧力(Mpa)					
冷却水ポンプ PCHC-1	圧力計(Mpa)		漏れ		有・無		
	メカニカルシール漏れ	有・無	No.2熱交換器 HEX-HH-2	冷温水入口温度(°C)/圧力(Mpa)			
	音・振・熱・据付	有・無		冷温水出口温度(°C)/圧力(Mpa)			
		2次ろ過水入口温度(°C)/圧力(Mpa)					
		2次ろ過水出口温度(°C)/圧力(Mpa)					
熱交換器 HEX-KH1	漏れ		有・無		No.1熱交換器 HEX-L-1		
	1次入口温度(°C)/圧力(Mpa)		冷温水入口温度(°C)/圧力(Mpa)				
	1次出口温度(°C)/圧力(Mpa)		冷温水出口温度(°C)/圧力(Mpa)				
	2次入口温度(°C)/圧力(Mpa)		2次ろ過水入口温度(°C)/圧力(Mpa)				
	2次出口温度(°C)/圧力(Mpa)		2次ろ過水出口温度(°C)/圧力(Mpa)				
熱交換器 HEX-KH2	漏れ		有・無		漏れ		有・無
	1次入口温度(°C)/圧力(Mpa)		No.2熱交換器 HEX-L-2	冷温水入口温度(°C)/圧力(Mpa)			
	1次出口温度(°C)/圧力(Mpa)			冷温水出口温度(°C)/圧力(Mpa)			
	2次入口温度(°C)/圧力(Mpa)			2次ろ過水入口温度(°C)/圧力(Mpa)			
	2次出口温度(°C)/圧力(Mpa)			2次ろ過水出口温度(°C)/圧力(Mpa)			
漏れ		有・無		漏れ		有・無	
温水タンク TC-HH 83°C	本体	適・否	温水タンク 35°C TC-H	本体	適・否		
	配管漏れ	有・無		配管漏れ	有・無		

* 音・振・熱・据付とは異音・振動・過熱・据付ボルトの状態のチェックを示す

栽培水産試験場庁舎設備 日常点検表(機械室1)

令和 年 月 日 曜日

場所/名称	点検内容	有無/適否		場所/名称	点検内容	有無/適否	
8℃温度維持用 1次ポンプ PISL-1	圧力計(Mpa)			ブライン1次ポンプ No.1 PBWCU-1	圧力計(Mpa)		
	効ニカルシール漏れ	有・無			効ニカルシール漏れ	有・無	
	音・振・熱・据付	有・無			音・振・熱・据付	有・無	
熱交換器 HEX-SL	冷温水入口温度(℃)/圧力(Mpa)			ブライン1次ポンプ No.2 PBWCU-2	圧力計(Mpa)		
	冷温水出口温度(℃)/圧力(Mpa)				効ニカルシール漏れ	有・無	
	2次濾過海水温度(℃) 入口/出口 漏れ	有・無			音・振・熱・据付	有・無	
冷水ポンプ PCH-1	圧力計(Mpa)			ブラインタンク0℃ TB-1	本体	適・否	
	効ニカルシール漏れ	有・無		配管漏れ	有・無		
	音・振・熱・据付	有・無		18℃温度維持用 1次ポンプ PISH-1	効ニカルシール漏れ	有・無	
3℃水槽加温 二次ポンプ PCBL-1	圧力計(Mpa)			熱交換器 HEX-SH	冷温水入口温度(℃)/圧力(Mpa)		
	効ニカルシール漏れ	有・無			冷温水出口温度(℃)/圧力(Mpa)		
	音・振・熱・据付	有・無			2次濾過海水温度入口(℃)/出口(℃) 漏れ	有・無	
3℃水槽加温 二次ポンプ PCBL-2	圧力計(Mpa)			18℃2次濾過 送水ポンプPU-5	ポンプ番号(No.)	No.1	No.2
	効ニカルシール漏れ	有・無			送水流量(m ³ /h)/圧力計(Mpa)		
	音・振・熱・据付	有・無			電流値(A)		
冷水タンク3℃ TC-L	本体	適・否			効ニカルシール漏れ	有・無	有・無
配管漏れ	有・無		音・振・熱・据付		有・無	有・無	
8℃2次濾過 送水ポンプPU-4	ポンプ番号(No.)	No.1	No.2	熱交換器 HEX-BL-1	ブライン1次入口温度(℃)/圧力(Mpa)		
	送水流量(m ³ /h)/圧力計(Mpa)				ブライン1次出口温度(℃)/圧力(Mpa)		
	電流値(A)				冷水2次入口温度(℃)/圧力(Mpa)		
	効ニカルシール漏れ	有・無	有・無		冷水2次出口温度(℃)/圧力(Mpa)		
3℃水槽加温 ポンプ PBL-1	音・振・熱・据付	有・無		漏れ	有・無		
	圧力計(Mpa)			熱交換器 HEX-BL-2	ブライン1次入口温度(℃)/圧力(Mpa)		
	効ニカルシール漏れ	有・無			ブライン1次出口温度(℃)/圧力(Mpa)		
音・振・熱・据付	有・無		冷水2次入口温度(℃)/圧力(Mpa)				
3℃水槽加温 ポンプ PBL-2	圧力計(Mpa)				冷水2次出口温度(℃)/圧力(Mpa)		
効ニカルシール漏れ	有・無		漏れ	有・無			
音・振・熱・据付	有・無						

1回目点検 場所/名称	点検時間 点検内容	有無/適否	
取水ろ過棟 No.1ブロワー	圧力・空気量(MPa)		
	オイルレベル	適・否	
	音・振・熱・据付	有・無	
取水ろ過棟 No.2ブロワー	圧力・空気量(MPa)		
	オイルレベル	適・否	
	音・振・熱・据付	有・無	
取水ろ過棟 No.3ブロワー	圧力・空気量(MPa)		
	オイルレベル	適・否	
	音・振・熱・据付	有・無	

2回目点検 場所/名称	点検時間 点検内容	有無/適否	
取水ろ過棟 No.1ブロワー	圧力・空気量(MPa)		
	オイルレベル	適・否	
	音・振・熱・据付	有・無	
取水ろ過棟 No.2ブロワー	圧力・空気量(MPa)		
	オイルレベル	適・否	
	音・振・熱・据付	有・無	
取水ろ過棟 No.3ブロワー	圧力・空気量(MPa)		
	オイルレベル	適・否	
	音・振・熱・据付	有・無	

場所/名称	設定値	実測値
冷却塔(BRT-1)出口温度(℃)	TIC-31	
冷却塔(BRT-2)出口温度(℃)	TIC-32	
熱交(HEX-H1)二次側出口温度(℃)	TIC-33	50.0
熱交(ST-1)二次側出口温度(℃)	TIC-34	
熱交(HEX-BL-1)1次側出口温度(℃)	TIC-51	3.0
熱交(HEX-BL-2)1次側出口温度(℃)	TIC-52	3.0
8℃調温海水槽温度(℃)	TIC-53	
18℃調温海水槽温度(℃)	TIC-54	
ブラインタンク(TB-1)温度(℃)	TIC-41	
熱交(HEX-K)コージェネ側出口温度(℃)	TIC-61	
冷却塔(CRT-1)出口温度(℃)	TIC-62	25.0
冷水タンク温度(TC-L)(℃)	TIC-63	
温水タンク(TC-H)温度(℃)	TIC-81	
温水タンク(TC-HH)温度(℃)	TIC-82	
8℃二次ろ過海水温度(℃)	TIC-11	
18℃二次ろ過海水温度(℃)	TIC-12	
二次ろ過海水温度(℃)	TIC-13	

場所/名称	設定値	実測値
冷却塔(BRT-1)出口温度(℃)	TIC-31	
冷却塔(BRT-2)出口温度(℃)	TIC-32	
熱交(HEX-H1)二次側出口温度(℃)	TIC-33	50.0
熱交(ST-1)二次側出口温度(℃)	TIC-34	
熱交(HEX-BL-1)1次側出口温度(℃)	TIC-51	3.0
熱交(HEX-BL-2)1次側出口温度(℃)	TIC-52	3.0
8℃調温海水槽温度(℃)	TIC-53	
18℃調温海水槽温度(℃)	TIC-54	
ブラインタンク(TB-1)温度(℃)	TIC-41	
熱交(HEX-K)コージェネ側出口温度(℃)	TIC-61	
冷却塔(CRT-1)出口温度(℃)	TIC-62	25.0
冷水タンク温度(TC-L)(℃)	TIC-63	
温水タンク(TC-H)温度(℃)	TIC-81	
温水タンク(TC-HH)温度(℃)	TIC-82	
8℃二次ろ過海水温度(℃)	TIC-11	
18℃二次ろ過海水温度(℃)	TIC-12	
二次ろ過海水温度(℃)	TIC-13	

* 音・振・熱・据付とは異音・振動・過熱・据付ボルトの状態のチェックを示す

栽培水産試験場庁舎設備 日常点検表(飼育棟)

令和 年 月 日 曜日

貝類・甲殻類棟

量産棟

場所/名称	点検内容	有無/適否		
男子便所	異常の有無	有・無		
女子便所	異常の有無	有・無		
成熟制御室(2)	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
		循環温水(制御盤)	℃	
	加温冷却槽No.4	水槽回り	適・否	
		屋外ユニット運転状況	適・否	
		循環温水(制御盤)	℃	
	加温冷却槽No.5	水槽回り	適・否	
		屋外ユニット運転状況	適・否	
		循環温水(制御盤)	℃	
	加温冷却槽No.6	水槽回り	適・否	
		屋外ユニット運転状況	適・否	
換気扇		作動運転状況	適・否	
成熟制御室(1)	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
		循環温水(制御盤)	℃	
	加温冷却槽No.1	水槽回り	適・否	
		屋外ユニット運転状況	適・否	
		循環温水(制御盤)	℃	
	加温冷却槽No.2	水槽回り	適・否	
		屋外ユニット運転状況	適・否	
		循環温水(制御盤)	℃	
	加温冷却槽No.3	水槽回り	適・否	
		屋外ユニット運転状況	適・否	
換気扇		作動運転状況	適・否	
幼生飼育室	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
	精密濾過機	作動運転状況	適・否	
	換気ユニット	作動運転状況	適・否	
産卵誘発室	誘発中確認 ※1	表示確認	有・無	
	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
	流水滅菌装置No.1	作動運転状況	適・否	
	流水滅菌装置No.2	作動運転状況	適・否	
	換気ユニット	作動運転状況	適・否	
貝類飼育管理室(W)	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
	換気ユニット	作動運転状況	適・否	
貝類飼育管理室(D)	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
	換気ユニット	作動運転状況	適・否	
植物餌料培養準備室	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
	換気ユニット	作動運転状況	適・否	
	換気扇	作動運転状況	適・否	
無菌培養室	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
		換気ユニット	作動運転状況	適・否
	多連装恒温恒湿室No.1	温度(℃)/湿度(%)		
		電流値(A)		
		作動運転状況	適・否	
		室外機の運転状況	適・否	
	多連装恒温恒湿室No.2	温度(℃)/湿度(%)		
		電流値(A)		
作動運転状況		適・否		
室外機の運転状況		適・否		
植物餌料培養室(フラスコ)	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
	換気ユニット	作動運転状況	適・否	
植物餌料培養室(水槽)	エアコン室内機No.1	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
	エアコン室内機No.2	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
	換気扇	作動運転状況	適・否	
植物餌料自動培養室	エアコン室内機No.1	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
	エアコン室内機No.2	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)	
	換気ユニット	作動運転状況	適・否	
浮遊珪藻自動培養装置	作動運転状況	適・否		

場所/名称	点検内容	有無/適否	
魚類飼育観察室	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)
	キャビネットファン	作動運転状況	適・否
	換気ファン	作動運転状況	適・否
	飼育区有圧扇インバータ	作動運転状況・運転時周波数	適・否(Hz)
動物飼育観察室	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)
	換気ユニット	作動運転状況	適・否
精密濾過水精製ユニットNo.2	濾過ポンプ	音・振・熱・据付	有・無
	濾過機(2台)	圧力 NO1/NO2(Mpa)	/
		漏れ	有・無/有・無
	紫外線殺菌装置	表示灯	適・否
冷蔵冷凍機盤	電圧(V)/電流(A)		
	冷蔵設定(℃)/実測(℃)		
	冷凍機運転	ON	OFF
	冷蔵庫デフロスト運転	ON	OFF
	冷凍設定(℃)/実測(℃)		
	冷凍機運転	ON	OFF
冷蔵庫デフロスト運転	ON	OFF	
精密濾過水精製ユニットNo.1	濾過ポンプ	音・振・熱・据付	有・無
	濾過機(3台)	圧力NO1/NO2/NO3(Mpa)	/ / /
		漏れ	有・無/有・無/有・無
	紫外線殺菌装置	表示灯	適・否
倉庫1	キャビネットファン	作動運転状況	適・否
紫外線殺菌装置 1(U) 25(m³/h)	電流(A)/温度(℃)	/	
紫外線殺菌装置 2(U) 31(m³/h)	電流(A)/温度(℃)	/	
紫外線殺菌装置 2(8) 31(m³/h)	電流(A)/温度(℃)	/	
紫外線殺菌装置 2(18) 31(m³/h)	電流(A)/温度(℃)	/	

隔離飼育棟

場所/名称	点検内容	有無/適否	
排水殺菌装置一式	原水ポンプ電流(A)		
	溶解攪拌機電流(A)		
	機器異音	有・無	
	配管接続漏れ	有・無	
病理検査室	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)

親魚棟

場所/名称	点検内容	有無/適否	
紫外線殺菌装置 1(U) 40(m³/h)	本体異常	有・無	
紫外線殺菌装置 2(U) 25(m³/h)	本体異常	有・無	
紫外線殺菌装置 2(8) 25(m³/h)	本体異常	有・無	
紫外線殺菌装置 2(18) 25(m³/h)	本体異常	有・無	
基板実験室	エアコン室内機	作動運転状況・運転時の設定温度	適・否(℃)
	換気ユニット	作動運転状況	適・否
飼育環境実験室1	冷蔵用クーラー室内機	作動運転状況・運転時の実測温度	適・否(℃)
	換気ユニット	作動運転状況	適・否
飼育環境実験室2	冷蔵用クーラー室内機	作動運転状況・運転時の実測温度	適・否(℃)
	換気ユニット	作動運転状況	適・否
飼育環境実験室3	冷蔵用クーラー室内機	作動運転状況・運転時の実測温度	適・否(℃)
	換気ユニット	作動運転状況	適・否
飼育環境実験室4	冷蔵用クーラー室内機	作動運転状況・運転時の実測温度	適・否(℃)
	換気ユニット	作動運転状況	適・否
冷却器循環ユニット(B-51)	温度(℃)No.1/No.2		
	異音・配管接続漏れ	有・無	
冷却器循環ユニット No.1(B-52)/2(B-103)	温度(℃)No.1/No.2		
	異音・配管接続漏れ	有・無	

※1 : 誘発中は室内に入らない事 : 完全停止の為、網かけ

栽培水産試験場庁舎設備 日常点検表(管理研究棟)

令和 年 月 日 曜日

場所/名称	点検内容	有無/適否	場所/名称	点検内容	有無/適否	
真空式温水ボイラー HB-1	配管水漏れ、ガス漏れ	有・無	熱交換器 (床暖房系) HEX-1	2次側(還)入口温度(°C)・圧力(MPa)		
	水面計水位	適・否		2次側(往)出口温度(°C)・圧力(MPa)		
	バーナ発停	適・否		1次側(往)入口温度(°C)・圧力(MPa)		
	送風機異音	有・無		1次側(還)出口温度(°C)・圧力(MPa)		
	ガス漏れ	有・無		漏れ	有・無	
	煤煙濃度計	適・否				
温水循環ポンプ PH-1 (HB-1系統)	電流値(A)・圧力値(MPa)		熱交換器 (外調機系統) HEX-2	2次側(還)入口温度(°C)・圧力(MPa)		
	メニカルシール漏れ	有・無		2次側(往)出口温度(°C)・圧力(MPa)		
	音・振・熱・据付	有・無		1次側(往)入口温度(°C)・圧力(MPa)		
		1次側(還)出口温度(°C)・圧力(MPa)				
温水循環ポンプ PH-2 (1階系統直暖)	電流値(A)・圧力値(MPa)		漏れ	有・無		
	メニカルシール漏れ	有・無	密閉式膨張タンク温 水系統TE-1	異常の有無	有・無	
音・振・熱・据付	有・無	圧力(Mpa) (R/V SET 0.4Mpa)				
温水循環ポンプ PH-3 (2階系統直暖)	電流値(A)・圧力値(MPa)		密閉式膨張タンク床 暖房系統TE-2	異常の有無	有・無	
	メニカルシール漏れ	有・無		圧力(Mpa) (R/V SET 0.4Mpa)		
	音・振・熱・据付	有・無	密閉式膨張タンク外 調機系統TE-3	異常の有無	有・無	
温水循環ポンプ PH-4 (3階系統直暖)	電流値(A)・圧力値(MPa)			圧力(Mpa) (R/V SET 0.4Mpa)		
	メニカルシール漏れ	有・無	給湯系統膨張タンク TE-1	異常の有無	有・無	
	音・振・熱・据付	有・無		圧力(Mpa) (R/V SET 0.3Mpa)		
温水循環ポンプ PH-5 (HEX-1系統)	電流値(A)・圧力値(MPa)		貯湯槽 THW-1 (1.65m³)	本体	適・否	
	メニカルシール漏れ	有・無		配管・水漏れ	有・無	
	音・振・熱・据付	有・無	No.1 受水槽 TW-1	本体	適・否	
温水循環ポンプ PH-6 (HEX-2系統)	電流値(A)・圧力値(MPa)			配管・水漏れ	有・無	
	メニカルシール漏れ	有・無	No.2 受水槽 TW-1	本体	適・否	
	音・振・熱・据付	有・無		配管・水漏れ	有・無	
温水循環ポンプ PH-7 (床暖系統)	電流値(A)・圧力値(MPa)		標本測定室			
	メニカルシール漏れ	有・無	冷凍冷蔵庫機盤	電圧(V)		
	音・振・熱・据付	有・無		電流(A)		
床暖房送湯温度	適・否	冷蔵庫		設定(°C)/ 実測温度(°C)		
温水循環ポンプ PH-8 (外調機系統)	電流値(A)・圧力値(MPa)				冷凍機運転	ON
	メニカルシール漏れ	有・無		デフロスト運転	ON	OFF
	音・振・熱・据付	有・無		冷凍庫	設定(°C)/ 実測温度(°C)	
給湯1次ポンプ PHW-1	電流値(A)		冷凍機運転		ON	OFF
	メニカルシール漏れ	有・無	デフロスト運転	ON	OFF	
	音・振・熱・据付	有・無	室内温度 °C、室内湿度 %			
給湯2次ポンプ PHW-2	電流値(A)		HH-1 :圧力 Mpa、温度 °C			
	メニカルシール漏れ	有・無	HHR-1:圧力 Mpa、温度 °C			
	音・振・熱・据付	有・無	備考			

* 音・振・熱・据付とは異音・振動・過熱・据付ボルトの状態のチェックを示す

栽培水産試験場庁舎設備 発電設備点検表

令和 年 月 日 曜日

場所/名称	点検項目	No.1 発電機		No.2 発電機		補機ユニット点検項目	No.1 発電機		No.2 発電機	
		適・否	適・否	適・否	適・否					
発電機盤	① 制御電源	適・否		適・否		④ IC温度調節計 (°C)	35.0		35.0	
	② 商用電源	適・否		適・否		⑤ 機関冷却水温度調節計 (°C)	83.6		83.6	
	③ 電圧 (V)					⑥ ガス/水熱交換器入口温度 (°C)				
	④ 電力 (Kw)					⑦ ガス/水熱交換器出口温度 (°C)				
	⑤ 電流値 (A)					⑧ ガス/水熱交換器排気温 (°C)				
	⑥ 周波数 (Hz)					⑧ 機関循環水ポンプ入口圧力 (MPa)				
	⑦ 力率 (%)					⑨ 機関循環水ポンプ出口圧力 (MPa)				
	⑧ 反直結側軸受温度 (°C)					メカニカルシール漏れ	有・無		有・無	
	⑨ 直結側軸受温度 (°C)					音・振・熱・据付	有・無		有・無	
	⑩ 固定子温度 (°C)					⑩ I・C循環水ポンプ入口圧力 (MPa)				
共通制御盤	⑪ 基準側電圧 (V)					⑪ I・C循環水ポンプ出口圧力 (MPa)				
	⑫ 基準側周波数 (Hz)					メカニカルシール漏れ	有・無		有・無	
	⑬ 発電側電圧 (V)					音・振・熱・据付	有・無		有・無	
	⑭ 発電側周波数 (Hz)					⑫ I・C熱交換器機関入口温度 (°C)				
補機変圧器盤	⑮ 電圧 (V)					⑬ " 機関出口温度 (°C)				
	⑯ 電流値 (A)					⑭ " 冷却塔入口温度 (°C)				
	⑰ 補機変圧器盤温度 (°C)					⑮ " 冷却塔出口温度 (°C)				
発電機 (エンクロージャ盤面)		設定値	点検値	設定値	点検値	漏れ	有・無		有・無	
	① 油温計 (°C)	110		110		⑯ 熱回収用熱交換機関入口温度 (°C)				
	② 水温計 (°C)	92.0		92.0		⑰ " 機関出口温度 (°C)				
	③ 排気温度(A) (°C)	750		750		⑱ " 温水(還)入口温度 (°C)				
	④ 排気温度(B) (°C)	750		750		⑲ " 温水(往)出口温度 (°C)				
	⑤ 混合気温度(A) (°C)	90		90		漏れ	有・無		有・無	
	⑥ 混合気温度(B) (°C)	90		90		⑳ 放熱用熱交換機関入口温度 (°C)				
	⑦ 回転計					㉑ 放熱用熱交換機関出口温度 (°C)				
	⑧ 油圧計					㉒ 放熱用熱交冷却塔出口温度 (°C)				
					漏れ	有・無		有・無		
					㉓ 冷却塔循環ポンプ入口圧力 (MPa)					
					㉔ 冷却塔循環ポンプ出口圧力 (MPa)					
					メカニカルシール漏れ	有・無		有・無		
					音・振・熱・据付	有・無		有・無		
					㉕ 熱回収温水ポンプ入口 (MPa)					
					㉖ 熱回収温水ポンプ出口 (MPa)					
					メカニカルシール漏れ	有・無		有・無		
					音・振・熱・据付	有・無		有・無		
場所/名称	点検内容	有無/適否				No.1 コージェネ用冷却塔		有無/適否		
機関循環水膨張タンク(100L)	液面	適・否		適・否		本体外面	有・無			
	漏れ	有・無		有・無		散水槽内	有・無			
温水膨張タンク(200L)	液面	適・否				配管	有・無			
	漏れ	有・無				音・振・熱・据付	有・無			
場所/名称	点検内容	有無/適否				No.2 コージェネ用冷却塔		異常の有無		
給気ファン FS-6-1	作動運転状況	適・否				本体外面	有・無			
	運転周波数 (Hz)					散水槽内	有・無			
排気ファン FE-6-1	作動運転状況	適・否				配管	有・無			
	運転周波数 (Hz)					音・振・熱・据付	有・無			
給気ファン FS-6-2	作動運転状況	適・否				薬注装置	有・無			
	運転周波数 (Hz)					自動ブロー装置	有・無			
排気ファン FE-6-2	作動運転状況	適・否								
	運転周波数 (Hz)									
熱回収熱交温水(往)入口温度 (°C)										
熱回収熱交温水(還)出口温度 (°C)										
コージェネ温水(還)入口温度 (°C)										
コージェネ温水(往)出口温度 (°C)										
コージェネ温水(還)入口圧力 (MPa)										
漏れ		有・無								

飼育関係 業務日誌

栽培技術部長	総務課確認欄

点検日	令和 年 月 日 ()		点検者		
業務内容	実施済	業務内容	実施済	備考	
◎親魚貝類等飼育管理					
各飼育水槽の飼育管理(水温計測、給排水・通気チェック等)					
		(特記事項)			

鍵 受 渡 簿

令和 6 年 月 日 (曜日)						
部課 (棟)名	職 名	氏 名	鍵渡し時刻	職 名	氏 名	鍵渡し時刻
総務課			時 分			時 分
			時 分			時 分
			時 分			時 分
栽培技術部			時 分			時 分
			時 分			時 分
			時 分			時 分
調査研究部			時 分			時 分
			時 分			時 分
			時 分			時 分
飼育棟			時 分			時 分
			時 分			時 分
			時 分			時 分
(業者)	会社名			会社名		
管理棟			時 分			時 分
			時 分			時 分
水ろ過			時 分			時 分
			時 分			時 分